



福岡医発第2579号(地)
平成28年12月14日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

「改正医療法及び持分なし医療法人への移行計画の認定制度に関する説明会」
の開催について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

今般、厚生労働省において標記説明会を開催することとなり、別添のとおり福岡県保健医療介護部を通じて連絡がありました。

説明会の詳細及び申込方法等については別紙をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下関係医療機関への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 白石恒明

28医指第2703号
平成28年12月8日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
一般社団法人福岡県医療法人協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

「改正医療法及び持分なし医療法人への移行計画の認定制度に関する説明会」
の開催について（通知）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件について、厚生労働省医政局から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせ
します。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

開催要項

改正医療法及び持分なし医療法人への移行計画の認定制度に関する説明会

- 1 日時：平成29年1月16日（月） 14:00～16:00
- 2 場所：福岡第二合同庁舎 会議室
（福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎2階）
○交通アクセス：JR博多駅（筑紫口）から徒歩10分
- 3 議題1：改正医療法について
 - ・ 地域医療連携推進法人の認定について
 - ・ 医療法人のガバナンス強化等について議題2：持分なし医療法人への移行計画の認定制度
 - ・ 制度の概要
 - ・ 申請手続きについて
 - ・ 税制措置、融資制度について
- 4 申込方法
 - ・ 参加をご希望の場合は、参加申込書に必要事項をご記入いただき、
平成28年12月27日(火) 17時までに下記申込先あてにFAXでお申し込みください。
 - ・ 各医療法人からの参加人数は、2名までとさせていただきます。（税理士、公認会計士、コンサルタント会社等と一緒に参加いただくことも可能ですが、これらの方々も含めて、1法人あたり2名までとさせていただきます。）
- 5 留意事項
 - ・ 参加申込は先着順とさせていただきます。
 - ・ 申込締切前であっても、参加申込数が定員に達した場合、お断りすることがございますのでご了承ください。その場合、厚生労働省からすみやかにご連絡させていただきます。
 - ・ 受付を早期に終了した場合は、厚生労働省HP（医療法人・医業経営のホームページ）でもお知らせしますので併せてご確認ください。また、資料の送付等はいたしませんのでご了承ください。
(URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/index.html)
 - ・ 説明会当日は、必ず本開催要項、参加申込書をご持参いただくようお願いします。
 - ・ 入館の際、受付が必要となります。
 - ・ 説明会開始時刻直前は受付が混み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。
 - ・ 駐車場はございませんので、公共交通機関でお越しください。

▽問い合わせ先

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人係 TEL:03-5253-1111（内線 2676）

▽申込先

FAX: 03-3580-9644

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人係 あて(FAX:03-3580-9644)

※FAX送信状は不要です。この申込書のみ送信してください。

参 加 申 込 書

改正医療法及び持分なし医療法人への移行計画の認定制度に関する説明会

日時:平成29年1月16日(月) 14:00~16:00

場所:福岡第二合同庁舎 会議室 (福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎2階)

交通アクセス JR博多駅(筑紫口)から徒歩10分

【参加希望者】

氏名	フリガナ	医療法人名又は所属団体	電話番号	メールアドレス

申込み〆切: 平成28年12月27日(火)17時 (これ以降の申込みは受け付けません。)

受付を早期に終了した場合は、厚生労働省HP(医療法人・医業経営のホームページ)でもお知らせしますので併せてご確認ください。
(URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/index.html)